

白山高校いじめ防止基本方針

1 はじめに

- ・「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、三重県の「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・いじめへの基本的対応としては、未然防止、早期発見、早期対応が重要であり、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるよう取り組む。
- ・学校が行ういじめ防止等の対策については、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう取り組むものとする。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- ・学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため「いじめ防止委員会」を設置する。その構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導部、各学年代表、養護教諭、人権教育担当、保健主事（教育相談）であるが、必要に応じて当該生徒の担任、また心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者などの外部専門家とする。
- ・「いじめ防止委員会」はいじめ防止のため、【白山高校いじめ防止基本方針】を策定し、毎年度当初にその見直しと確認を行う。また、策定した基本方針については教職員、生徒、保護者等への周知やホームページでの公表など、積極的に情報発信を行うものとする。
- ・「いじめ防止委員会」は学校が組織的にいじめ問題に取り組むため、学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、インターネットを通じたものを含めたいじめの防止対策および教職員への研修や保護者への啓発が適切に実施されるよう年間計画を定めものとする。また、「いじめ防止委員会」が適切にいじめ防止対策の進捗状況を把握できるよう「いじめ防止委員会」の開催予定についても年間計画に定めることとする。
- ・「いじめ防止委員会」は担任等が行う個別面談の進捗状況を把握し、教育相談の相談事例の集約、教職員や生徒からの情報集約を行い、必要に応じて「いじめ防止委員会」を随時開催する。

- ・いじめの認知は「いじめ防止委員会」を通じて行うものとし、「いじめ防止委員会」は、いじめの疑いがあるような行為が発見されたときには、速やかに必要な調査を行い、事実関係の有無を確認して認知を行う。認知したいじめについては、必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を受けつつ、保護者との連携のもと、被害側生徒へのケアや加害側生徒への適切な指導を行うものとし、その結果を「生徒事故報告書」により、県教育委員会生徒指導課に報告する。また全教職員に必要な情報を提供するものとする。
- ・「いじめ防止委員会」は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、当該いじめの解消に至るまで「いじめ防止委員会」を中心として対応する。

4 いじめ防止等の指導体制

- ・学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

別紙1 校内指導体制

- ・学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図り、教育相談体制の確立に努める。

5 未然防止の取り組み

「いじめ防止委員会」はいじめの防止に資するため、教育活動の充実を図る。

- ・年間指導計画を定める。 別紙2 年間指導計画
- ・わかる授業を創造するため公開授業を計画的に実施する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処することができるよう生徒・保護者に対し、講演会や学習会等の啓発活動を行う。
- ・人権教育活動の充実を図り、互いを認め合う集団づくりに努める。
- ・教職員に対するいじめを取り扱った研修、その他の啓発を計画して実施する。
- ・PTA や学校運営協議会等といじめ問題や学校基本方針について話し合う場を設け、家庭や地域に対する連携や啓発のための活動を行う。

6 早期発見の取り組み

- ・「いじめ防止委員会」は生徒の訴えや教職員からの情報など、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行い、生徒の実態把握に努める。
- ・「いじめ防止委員会」は学期に1回以上のアンケートや個別面談等の実施後に集約と分析を行い、いじめが疑われる事例には迅速かつ適切に必要な調査を行うこととする。
- ・「いじめ防止委員会」はいじめの疑いにかかる情報があった場合は緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒等への事実関係の聴取等を行い、実態を把握する。

7 いじめの対処

- ・いじめの発見や通報を受けた場合は、「いじめ防止委員会」を中心に速やかに組織的に対応し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組むとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・「いじめ防止委員会」はいじめの被害者と加害者で紛争が生じることがないように、情報共有等に努めるとともに、いじめが解消に至るまで必要な措置、支援を行う。
- ・「いじめ防止委員会」は加害側と被害側の在籍校が異なる場合には学校間の連絡に努め、いじめが犯罪行為に該当する場合には、所轄警察署と連携して対処するなど適切に関係機関との連携を図るものとする。

8 重大事態への対処

- ・本項でいう「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※「生命、心身または財産に重大な被害」の例
生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など
- ※「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」の「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、30日を目安とする。
- ・重大事案が発生した際には、県教員委員会に緊急報告を行い、学校が主体となって調査を行う場合には「いじめ防止委員会」を中心に調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て行うものとする。県教育委員会が主体となる場合は、三重県教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。
 - ※当該事案の調査主体は、県教育委員会の判断となる。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、学校の判断に関わらず、重大事態として報告・調査にあたる。